

関係団体の長 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

建設業退職金共済制度の適正履行の確保について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、「建設業退職金共済制度の普及徹底について」（平成11年3月18日付け建設省経労発第24号）の通知により従来から普及徹底していただいているところです。

今般、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、公共工事における建退共制度の適正履行の確保について協力依頼の通知がありました。

については、本県においても国の依頼事項のとおり取り組むこととし、建退共制度の適正履行について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

なお、国においては、「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について」（令和3年3月30日付け雇均勤発0330第1号・国不建整第186号）により各建設業者団体の長あてに通知されておりますので、申し添えます。

記

1 建退共制度の変更点及び今後の予定

- ・証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能
- ・建退共制度の適正履行及び技能者の処遇改善の観点から、建退共制度と「建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）」の連携等について、令和5年度からのCCUS活用への完全移行を予定

2 建退共制度の履行について

受注者に以下の事項を求めるものとする。

○建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。

3 建設工事共通仕様書の運用について

岐阜県建設工事共通仕様書の該当部分を以下のとおりとする。

なお、本運用における修正、追加箇所は、下線部である。

第1編 共通編 第1章 総則

1-1-45 保険の付保及び事故の補償

1. ～4. (略)

5. 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に**提出**しなければならない。

また、受注者は、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。

6. (略)

4 提出・提示書類の様式

掛金収納書の提出、掛金充当実績総括表の提示等、建退共制度の適正履行の確保に関して使用する様式は、(独法) 勤労者退職金共済機構が定めている様式例を使用するものとする。

5 適用年月日

令和3年4月1日以降に契約する工事から適用

「建退共制度の普及徹底について」に関すること			
所 属	技術検査課 建設業係		
係 長	高 橋	担 当	藤 原
電話番号	058-272-8504 (直通) 内線3648		
「工事完成時の確認」に関すること			
所 属	技術検査課 検査係		
検査監	大橋、古田、白木、細野	担当	宇野
電話番号	058-272-8511 (直通) 内線2291		
「建設工事共通仕様書」に関すること			
所 属	技術検査課 建設技術係		
係 長	安 田	担 当	馬 淵
電話番号	058-272-8513 (直通) 内線2294		